

## ●香川県広域水道企業団監査委員公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき、又は監査の結果を参考として講じた措置の内容の通知があったので、次のとおり公表する。

令和5年4月28日

香川県広域水道企業団監査委員 石 垣 佳 邦  
同 武 田 宏 之

### 1 監査対象機関

総務企画課

財務課

財産契約課

計画課

浄水課

工務課

水質管理課

高松ブロック統括センター

中讃ブロック統括センター

西讃ブロック統括センター

東讃ブロック統括センター

小豆ブロック統括センター

広域送水管理センター

### 2 監査対象期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

### 3 措置の内容

監査の結果（対象機関）		措置の内容
指導事項	契約書に記載された遅延損害金の率が、契約締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率と異なっていた。（計画課）	関係書類を作成する際に同法の利率について、関係する通知等を十分に確認するよう所属職員に周知するとともに、決裁権者の確認を徹底することとした。
指導事項	予定価格を記載した書面に氏名の記載がなかった。（計画課）	予定価格の氏名の不記載については、今後、記載漏れがないように細心の注意を払い対応することとした。
指導事項	契約等により、年度で支払金額が定まっているものについて、支出負担行為ができていなかった。（東讃ブロック	対象となっている回線の使用料について、一定の通信容量を超過した場合に追加料金等が加算されるような内容の契約ではないことが確認できたことから、令和4年度の6月から支出負

	統括センター)	担行為をした上で、支払いを行っている。
指導事項	貼付された収入印紙の金額が誤っている変更契約書を受領していた。(中讃ブロック統括センター)	契約書に貼付する収入印紙について、印紙税法(昭和42年法律第23号)に基づく金額を契約締結伺書の契約書案に手書きで記載した上で決裁することとし、契約書を受領する際に、印紙税額に誤りがないか十分に確認を行うこととした。
指導事項	工事関連書類に決裁者の押印がない書類があった。(西讃ブロック統括センター)	再発防止を図るため、西讃ブロック統括センターの職員に対して当該案件についての指導事項の周知を行うとともに、今後の対策として、押印箇所に附箋をつけ、最終決裁者及び起案者が決裁後に押印箇所の確認を徹底して行い、押印漏れ防止に努めることとした。
指導事項	仕様書に記載されている書類が、提出されていなかった。(高松ブロック統括センター)	当該提出書類は、仕様書によると承認を受けているにもかかわらず、実際の事務処理では契約時の届出書類と同様に処理し、承認行為を行っていなかった。 今後は、仕様書の内容を十分に確認し、必要に応じて承認行為を行うこととした。